

S さんのパワハラ自死損害賠償事件
公正な裁判によってパワーハラスメントの無い職場を作るための要請署名

故 S さんは、平成 2 年に新潟市水道局に採用されましたが、平成 18 年頃から、上司によるいじめを受け始め、平成 19 年に入ると夜眠れない、朝食が食べられないなどうつ病を発症し、平成 19 年 5 月に自死しました。携帯のメモには直属の上司からうけたいじめにこれ以上耐えられないという遺書が残されていました。

妻の M さんは、S さんの自死は、上司によるパワハラが原因であり公務に起因したものであるとして平成 19 年 10 月、公務災害認定申請を行いました。基金支部は公務外としました。これを不服として平成 21 年 1 月に職場の同僚の証言も得て審査請求を行ったところ、平成 23 年 11 月、支部審査会は基金支部の決定を覆し、公務災害であるとの裁決を下し、S さんの死亡は公務災害であると認定されました。

新潟市は、認定当初謝罪・関係者の処分・損害賠償に応ずるがごとき説明をしていました。しかしその後態度を豹変させ、公務災害申請時の証言者や職場に不当な圧力をかけ、「いじめ」の事実を覆い隠し、公務災害ではなかったとの姿勢をとっています。

M さんは、「パワハラ的事实を認め謝罪して欲しい、再発防止の対応をとって欲しい」と、平成 27 年訴訟に踏み切りました。上司による度重なるいじめや説教を受けつらかったと遺書には残されていて、公務災害と認定もされているのですから、謝罪と損害賠償に応じ、再発防止に努めるのは地方自治体として当然のことです。公務災害であると認定されたパワハラ自死に一片の反省も謝罪もないなどという不正義は到底許されません。

裁判所におかれましては、労働者の命まで奪うパワーハラスメントを無くすためにも公正な裁判をお願いするものです。

お名前	ご住所

署名集約先

新潟地区労連 〒950-0088 新潟市中央区万代 3-4-1 2 電話・FAX 025-247-3958